

「令和8年度沖縄県結婚支援ネットワーク構築事業」におけるマッチングシステム保守管理等に関する業務は、以下に示すとおり。

第1 業務概要

これまで実施してきた婚活支援業務に加え、さらなる出会いの場の提供を目的に、「沖縄えんまーるサイト」上に、会員制で、会員自らマッチングを希望する者を検索することが可能なマッチングシステム（以下「システム」という。）を構築したところであり、本システムの安定的運用を支援するため、保守・管理業務を実施する。

第2 業務運営体制

受注者は、業務を実施するにあたり、次の業務を担当する責任者1人を配置し、県に対し報告すること。

- (1) 本業務の運営管理及び県との連絡調整
- (2) 本業務で配置する業務従事者の指導及び支援
- (3) 業務全体の進捗管理
- (4) その他本業務の運営上必要と認められる事項

第3 システム保守管理業務内容

本システムが、24時間365日利用可能な利用者本位のサービスであることを踏まえ、システムの保守管理については、次のとおり要件を定める。

- (1) システム管理に関する県からの問い合わせに対応すること。
- (2) 不正アクセスや関係者の持ち出し等による情報の漏えいを未然に防止する措置を執り、システム障害やセキュリティインシデントが発生した場合、早急に調査及び処理を行い報告すること。
- (3) システム障害等が発生した場合には、早急に県及び結婚支援センター担当者に報告するとともに、暫定対処を行い、迅速な復旧を目指すこと。
- (4) 本システムを構成するソフトウェアのプログラム（セキュリティパッチ、バージョンアッププログラム等）は最新のを適用すること。
- (5) 保守・管理契約期間満了後は、保守記録を提出すること。

第4 契約に係る条件

1 業務の再委託

- (1) 委託業務の全部または一部を第三者に委託することは禁止する。ただし、あらかじめ県と協議し、承認を得た場合には、業務の一部を第三者に委託することができる。
- (2) 受注者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受注者は、再委託の相手方に対して受注者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。
- (3) 受注者は、再委託者の相手方に対して、定期的に事業の進捗状況及び情報セキュリティ対策の履行状況について報告すること。

2 本契約終了時の対応

- (1) 本契約終了時のデータ取り扱いについては、県の指示に従うこと。

- (2) データ移行については、県が指定するフォーマットに基づき、容易に全データを取り出せるようにしておくこと。
- (3) データの消去については、県の指示により、サーバ内にあるすべてのデータを完全に削除し、データ消去証明書（任意様式）を県へ提出すること。やむを得ない理由により、完全な削除が困難な場合は、第三者が利用できない状態にし、万が一情報漏えい等起きた場合も被害等がないよう対応すること。

3 知的財産権の帰属等

- (1) 本システムに関し、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条に定める権利を含むすべての著作権は県に帰属するものであることから、受注者は県に対し、一切の著作権者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。また、受注者が本業務の納入成果物に係る著作権を自ら使用し、または第三者をして使用させる場合、県と別途協議するものとする。
- (2) 本業務の作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因がもっぱら県との責めに帰す場合を除き、受注者は自らの負担と責任において一切を処理するものとする。なお、県は紛争等の事実を知った時は、速やかに受注者に通知するものとする。

4 機密保持

- (1) 受注者は本業務に係る作業を実施するに当たり、県から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を第三者に開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用しないものとする。ただし、次のア～オのいずれかに該当する情報は除くものとする。
 - ア 県から取得した時点で、すでに公知であるもの。
 - イ 県から取得後、受注者の責めによらず公知となったもの。
 - ウ 法令等に基づき開示されるもの。
 - エ 県から秘密でないと指定されたもの。
 - オ 第三者への開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に県に協議の上、承認を得たもの。
- (2) 受注者は、発注者の許可なく取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、あるいは複製してはならない。
- (3) 受注者は、本業務に係る作業に関与した受注者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。

5 契約不適合責任

県は、成果物の引き渡しの日から起算して13か月以内に成果物について仕様書との不一致（論理的誤り及びバグを含む。以下「契約不適合」という。）が発見された場合、受注者に対して契約不適合の修正等の履行の追完（以下「追完」という。）を請求することができるものとし、受注者は、追完を行わなければならない。ただし、県に不相当な負担を課すものでないときは、受注者は県が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。この場合において、受注者は事前に県と協議するものとする。

6 法令等の順守

- (1) 受注者は、民法（明治29年法律第89号）、刑法（明治40年法律第45号）、著作権法

等の関係法規を順守すること。

- (2) 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び個人情報取扱特記事項を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

7 その他注意事項

- (1) 受注者は、本業務に関わる者の人事管理について一切の責任を負う。
- (2) 受注者は、本業務に関わる者に対し安全衛生及びその他業務上必要な事項についての指導・教育を徹底する。
- (3) 受注者は、本業務において配置した全ての者に関して県や団体及び外部関係者等により当人の適性に疑義が呈された場合、改善に向けて必要な措置を講じること。
- (4) 本仕様書に定めるもののほか、疑義が生じた場合はその都度県と協議して決定する。